

福岡県地下占用物等連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「福岡県地下占用物等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置し、福岡県道路メンテナンス会議規約第5条第2項の規定の専門部会に位置付け、福岡県内の各道路管理者及び道路占用者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

(調整・共有事項)

第3条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について調整及び共有する。

- (1) 道路占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- (2) 道路管理者による路面下空洞調査結果
- (3) 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- (4) その他、道路陥没対策に寄与する情報等

(組 織)

第4条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため、福岡県内における高速自動車国道、一般国道、福岡県道及び市町村道の各道路管理者及び連絡会議が必要と認めるもので組織する。

2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は九州地方整備局福岡国道事務所長、副会長は九州地方整備局北九州国道事務所長、九州地方整備局有明海沿岸国道事務所長、福岡県県土整備部道路維持課長、福岡市道路下水道局管理部長、北九州市都市整備局道路部長、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長及び北九州高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会議の構成は、「別表」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

(会議の開催)

第5条 会議は年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、九州地方整備局福岡国道事務所管理第一課、九州地方整備局北九州国道事務所管理第一課、国土交通省九州地方整備局有明海沿岸国道事務所管理課、福岡県県土整備部道路維持課、福岡市道路下水道局道路維持課、北九州市都市整備局管理課、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所統括課及び北九州高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、令和7年8月7日から施行する。

本規約は、令和8年5月18日に一部改正する。